

平成 29 年度

「しずおかUIJターン就職フェア」

参加企業募集!

東京開催!
参加無料

◆開催日時

開催地	日時	会場
東京都 新宿区	6月13日(火) 13時30分 ～16時30分	東京新卒応援ハローワーク「出会いのフロア」 (東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 21 階)

※ 参加企業数 25 社程度を予定しております。

◆対象者

平成 30 年 3 月卒業予定の大学（院）、短大、高専、専修学校等の学生及び卒業後 3 年以内の求職者

◆申込条件

- ① 勤務先（就業場所）の所在地が静岡県内にあり、上記対象者を正社員として採用予定であること。
- ② 参加申込時に大卒等求人（正社員）を静岡県内のハローワークに提出済みで、開催当日に募集中であること。
※ 正社員以外の求人や雇用期間に定めのある求人（パート、派遣、準社員、契約社員等）は対象外となります。
※ 暴力団との関係や法令違反、行政処分を受けたことが判明した場合は、出展をお断りする場合があります。

◆内容

- ① 就職面接会：企業ごとのブースで就職希望者との面談、面接、選考
- ② 企業PRタイム：参加企業による仕事や会社について説明等によるPR
(就職面接会開始前に 1 社 1 分程度の PR を全参加企業様に実施していただく予定です。)

申込方法 申込期限

県就職支援サイト「しずおか就職net」の「新着情報」に掲載している申込みフォームにてお申し込みください。

申込期限 平成 29 年 5 月 10 日（水） 17 時まで

※ 予定企業数を超えた場合は業種・地域性を考慮し、抽選により参加企業を決定いたします。
※ 「ユースエール認定企業」の参加を優先します。

申込 問合せ先

【お申込状況に関すること】

静岡県経済産業部雇用推進課 TEL 054-221-2573

【参加条件や求人票に関すること】

静岡労働局職業安定部職業安定課 TEL 054-271-9958

- ※ 参加は無料ですが、交通費・駐車料金等は貴社でご負担願います。
※ 参加企業リストを各開催日の 1 週間程度前に「しずおか就職net」、静岡労働局ホームページにて公開します。
※ 応募企業には参加の可否を文書にて通知します。
通知が届かない場合は、応募リストから漏れている可能性がありますので上記お問合せ先まで御連絡ください。

主催：静岡新卒者就職応援本部（静岡労働局・ハローワーク・静岡県 等）


若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」（4ページ参照）などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。	
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。	
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。	 <認定マーク>
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます（裏面参照）。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金	
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 平成28年4月1日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%。 ※ 適用利率は、資金用途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikigiyou_m_t.html	
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。	